

A Review of OSAWA Mari's Social Policy Research

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/10733

大沢真理氏の社会政策研究について

西田美昭
原田純孝
工藤 章
加瀬和俊

大沢氏の研究の出発点は、戦後イギリスの社会保障政策の原型となったベヴァリッジ・プランを見据えつつ、救貧法の果たした役割を歴史的に検証したことであった（『イギリス社会政策史——救貧法と福祉国家——』東京大学出版会、1986年）。氏は、この研究を基礎として、最近では研究の重点を現代日本および各国の社会保障政策のあり方の分析に向け、しかもその際にジェンダーという分析視点を強く打ち出してきているのが特徴である。具体的には、現代日本社会がジェンダー・バイアスを強くもった企業中心社会となったことを、企業内での人々の働き方と社会保障政策のあり方を分析することによって精力的に明らかにし、それをふまえて、イギリスと日本を中心とした社会保障政策の国際比較を行うという研究作業であり、それぞれの領域で新鮮な解釈を提出している。そこでここでは、氏の代表作をいくつか取り上げ、その研究動向を追っていくこととしたい。

まず『企業中心社会を超えて——現代日本をジェンダーで読む——』（時事通信社、1993年）は、1992年度冬学期におけるベルリン自由大学での講義ノートをもとにした著作であり、韓国語にも翻訳されたものである。

この著作で氏は、日本の「会社人間」を成立させている根拠としてのジェンダー関係を解明することを課題としているが、その視点として、一方では男女の性別役割分担と与件として理解する従来の議論への批判と、「男性の諸問題を視野の外に残しがちな『女性史』研究や『女子労働』論」への批判とが意識的に打ち出されている。

第一章「企業中心社会の変革のために——いま必要な視角」では、1992年に閣議決定された「生活大国五か年計画」の論理を分析しながら、「独特の『ジェンダー関係』こそが日本の企業中心社会の基軸にある」とする氏の見方が提示され、また、「企業中心社会の確立は石油危機以降」であるとする理解が説明されている。

第二章「企業中心社会の労働とジェンダー」では、まず国際比較を通して、諸外国と比べて「職域の性別分離は日本の方が小さい」にもかかわらず「賃金面では大きな格差」が生じていることを確認し、賃金格差の原因を「労働力の質」の男女差に求める見解を否定する。そして、『妻子を養う男性』にとっての生活費が賃金水準を規定するという関係の下では、女性は単純労働力しか提供できないから低賃金になっているわけではなく、低賃金ゆえに「単純作業に釘付けにしてもコストパフォーマンスは良好」であるから、低賃金が維持されているとする。

また、労使関係の「日本モデル」がジェンダー関係によって支えられている事実を、徳永重良・野村正實らの実証分析を援用・加工しつつ分析し、生産現場において単純労働を担当する「若年女性正社員の存在ゆえに、『人間を機械として使う]、『たえがたい』単純反復作業の職種を男性はまぬかれ」ており、したがって男性ブルーカラーは広い職域を担当してインセンティブを発揮できるようになっていると述べている。日本の経営が労働者の自発性を尊重する一面を有していることを認めつつも、職務内容の実態をみれば、「インセンティブを大切にされているのは…『すべての従業員』ではなく、男性だ

け」であるという事実が確認される。

第三章「企業中心社会の再編——産業構造の変動とジェンダー関係」は、企業中心社会が大企業・正社員以外にも拡大してそれが本格的に確立されたとして著者がみなす第一次石油危機以降の「日本経済構造再編とジェンダー関係とのかわり」を説明することを課題とする。ここでは、石油危機後に進行した「雇用の女性化」は先進工業国に共通していたが、日本は職種における男女差は最も少ないのに賃金の男女差は最も大きいという特徴を持っていること、1975年以降、パートの増加にもかかわらず労働時間が長時間化していること等の点で先進工業国の中で特異であることが確認されている。

第四章「企業中心社会の総仕上げ——『日本型福祉社会』政策の展開」では、日本においては「社会保障のあり方も企業中心的であるとともに男性本位」であって、女性の生活は、夫・家庭の生活保障によって「付随的・反射的に保障されるにすぎない」ことが実証される。特に、国際的にみた児童手当の極端な低さ、80年代における「日本型福祉社会論」による家庭の役割の重視に連動した制度改革、福祉の低水準を補完する大企業における独自の福祉制度の増加、扶養対象配偶者にとどまるように誘導する税制（その所得限度額の低さ）によって女性のパート・タイム就労が助長される傾向等が確認されている。これらの分析を通して、「日本型福祉社会」が企業中心社会を導いている側面が重視されることになるのである。

以上のように、この著作では、日本の企業中心社会の特質は、「ジェンダー関係」を内在させた労働の編成のされ方、およびそれを前提とした社会保障政策のあり方と不可分に結合しているところにあるとする氏の主張が、具体的な実証を通じて明らかにされている。

つぎに氏の分析で注目されるのは、『福祉国家比較のジェンダー化』とベヴァリッジ・プラン』（『社会科学研究』47巻4号、1995年）という論文である。ここで氏は、従来の自らの仕事を見直して社会保障政策の新しい分析枠組を作り出していくための方法を意識的に追求している。

氏は、前述した『イギリス社会政策史』を含む氏の従来の研究について、「国際比較の要素がいかに弱く、『ジェンダー』にいたってはまったく意識の外にあったことが、痛く反省される」とし、それを打開するために、ヨーロッパにおける社会保障研究について、国際比較とジェンダーを組込んだ視点に即して研究史の整理を行っている。

特に、国際比較の視点を重視して福祉国家を「自由主義的」なそれ、保守的な「コーポラティズム的」なそれ、「社会民主主義的」なその三つに分類したエスピン・アンデルセンの福祉国家類型論、および所得移転システムの運用とその成果についての国際比較をおこなったミッチェルの社会保障の比較研究等を高く評価しているが、同時に、ジェンダーの視点が十分に意識されていないというその限界も指摘する。そして氏の新たな視点が、現実の社会保障の分析にどの程度有効に適用できるのかの検証の意味も含めて、ベヴァリッジ・プランがジェンダーの視点から分析される。その暫定的結論は、同プランは「すべての市民を単一の普遍主義的な制度に組織する面では『社会民主主義的』」であるが、家族を給付の基礎単位とし、「女性が仕事よりも家庭を選択するように社会保障の条件を設定」している点では社会民主主義的とはいえず、さらに資力調査を前提としている点では「自由主義的」であるとし、「社会民主主義的な要素を含んだ自由主義的」な社会保障構想であったとしている。

以上のようにこの論文は、氏が進めてきた日本社会および社会保障政策についての分析を、国際的な研究潮流との関連で位置づけ、同時に各国の社会保障政策の分析を行うための視点を明確にするという意味をもったのであり、氏の最新の研究である以下の二つの論文の前提となった。

「社会政策のジェンダー・バイアス——日韓比較の試み——」（『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』原ひろ子・前田瑞枝と共編、新曜社、1996年）は、現代の日本と韓国の社会政策の比較を具体的に試みたものである。基本的モチー

フは、最後にふれる論文ともほぼ共通しており、「福祉国家比較のジェンダー化」という国際比較の分析枠組（第2節）を踏まえて、日本の社会保障の特徴と「日本型福祉社会」政策の展開過程を分析し（第3節、第4節）、そのうえで韓国の社会保障政策の特徴を日本のそれと対比しつつ検討している（第5節）。韓国が比較の対象とされたのは、本論文が1993～94年に実施された「アジア及び太平洋地域における女性政策と女性の社会参画に関する調査研究」（文部省科研費国際学術研究）の一環として執筆されたことに基づく。

本論文中の1980年代の日本に関する分析については、冒頭で取り上げた著書『企業中心社会を超えて』の第4章を基礎として要約・加筆されているが、(イ)90年代の日本の政策動向の分析・評価が追加されていること、(ロ)1975年の国際婦人年以降に各国で問題にされるようになった「表向き女性政策」（その多くは社会政策の一環をなす）についても「ジェンダー・バイアス」の視点を加えて総合的に分析することにより「女性にかかわる社会政策の全体像に迫る」という課題意識が鮮明に打ち出されていること、および、(ハ)その課題意識のもとで著者がアジア諸国との比較研究にも踏み出したことに、本論文の特徴があるといえよう。

そのうち日本の社会保障政策の動向については、「家族のみ」「男性本位」「大企業本位」という基本的特徴が80年代の「日本型福祉社会」政策と『雇用の女性化』の日本的展開を通じて一層強化されたことを確認したうえで（第3節）、90年代の政策動向も「明らかに80年代の政策動向の延長上にある」ことが、「生活大国5か年計画」（1992年）の「表向きの女性政策」や社会保障政策、そして「21世紀福祉ビジョン——少子・高齢社会に向けて——」（1994年3月）の内容に即して分析される（第4節）。しかし他方で、「日本型雇用慣行」や「日本の経営」のリストラの動き、民法改正に向けた家族政策の動き（とくに「結婚のリストラ」）などをみると、雇用平等を基礎においた「新・社会政策システム」が必要とされており、1995

年の社会保障制度審議会勧告の中にはそのことを認識して「『福祉見直し』を見直す」動きも登場していることが指摘される（終節）。

これと対比した場合の韓国の社会保障制度については、1993年段階での社会保障支出の概要、医療保険の仕組み、公的扶助制度の概略、その最大の部分をなす「自活保護」における母子世帯と失業対策、社会福祉サービスや年金制度の概略、男女雇用平等政策などがひとわり検討されている。医療保険における患者紹介制度、生活保護における「選定」主義と失業対策の比重の大きさ、社会福祉における「補足性」原理、日本の制度を熟知しながら別の方向をとっている年金制度（以前のイギリスの制度か、スウェーデンの現行制度に近い）や雇用平等政策（日本より広範な事項につき罰則つきで性差別を禁止）など、興味深い指摘が見られ、今後のより本格的な比較・共同研究の進展が期待されるものとなっている。

「社会保障政策」（毛利健三編『現代イギリス社会政策史 1945-1990年』第2章、ミネルヴァ書房、近刊）の課題は、先の論文「福祉国家比較のジェンダー化」での検討結果を踏まえて、「1942年のベヴァリッジ・プランから1990年にいたるイギリスの社会保障政策」の分析を本格的に行うことである。

ベヴァリッジ・プランそのものについては、先の論文における性格付けを再確認している。そして、「ベヴァリッジ体制の修正と転換」と題された節においては、ベヴァリッジ・プランに基づく戦争直後の諸立法を紹介し、これにより「ベヴァリッジ体制」が成立したと位置づけた後、それ以降のイギリスの社会保障の展開を、国際比較を加味しつつ時系列的に追っている。1960年代末までの時期は、社会保障支出の給付構成比で見ると、「拋出給付である社会保険給付の比率が高まり、基礎給付の比率が低下したのにたいして、公的扶助の比重はあまり変化しなかった」。この時期は、保守党政権による所得関連年金の導入（職年年金制度の奨励）、労働党政権によるその継承と公的扶助の拡大・国民保険改革などにより、ベヴァリッジ体制が修

正された時期であるとされる。

1970年代には、「社会保険給付と所得調査つき給付の比率が上昇し、基礎給付の比率が低下した」が、保守党政権の「家族所得補足」制度の導入、労働党政権による拠出体系の整備、職域年金制度に対する国家補助の増額などにより、ベヴァリッジ体制の「転換」が果たされた。「転換」は、男女の取り扱いを形式的にはほぼ同等とすることにより、「男性世帯モデル」を離脱したものと評価されている。

最後の節は「イギリスの社会保障とサッチャーリズム」と題されており、1980年代を扱っている。この10年間は、「所得調査つき給付の比率が急増する一方、社会保険給付も基礎給付も比率を低下させた」時期である。1980年の時点で国際比較の観点からイギリスの社会保障が特徴づけられた後、サッチャー政権が「政府支出の抑制に完全に失敗した」こと、「政府支出の増加に大きく寄与したのは、ほかならぬ社会保障費だった」ことを指摘するが、にもかかわらず、「この事実は、サッチャーが福祉国家を改革する闘争に完敗したことを意味」しないという。個々の政策の推移の検討を通じて氏は、「サッチャー政権の社会保障政策の目標が、支出抑制一本槍（インプット面）ではなく、福祉供給システムの変質（生産手段）、貧困と不平等の放置（成果）などにもあったとすれば、……政権前半期においてもサッチャーは福祉国家を

改変する闘争に一定の戦果を収めたのである」とし、「イギリスの社会保障の政策手段が……『自由主義的』な体制に傾斜した」と結論付けている。

また、1985年のいわゆる「ファウラー年金改革」は、「退職後所得保障の男女格差を拡大し、有配偶女性の労働供給インセンティブを損なった」点において「大きなジェンダー・バイアスをもっていたことは否定しようがない」とされる。

この論文は、ジェンダー視点にもとづくイギリス社会保障研究を現在の時点にまで通して行い、社会保障の戦後史を時期区分を明確にしつつ描き、国際比較の観点も明確に打ち出したものであるといえる。

以上のように、大沢氏の研究は、現代社会とりわけその社会保障政策について、それをジェンダーの視点を組み込んで分析することを基軸として鋭い実証的考察を重ねつつ、「福祉国家比較のジェンダー化」という新しい総合的な分析枠組みを確立させてきている。もちろん、各国の社会保障政策自体をその社会の特質との関連で実証的に分析しつつ比較するという点では、なお不十分さがあるという印象もぬぐえないが、その背景には比較可能なデータの不足という要因も大きい。しかし、新しい視点に立った氏の研究が社会保障政策研究のあり方に大きな刺激を与えたことは疑いないといえよう。